

2024 年度の事業計画について

2024 年 5 月 24 日
社会福祉法人協立いつくしみの会
第 16 期 第 7 回理事会

はじめに ～ 情勢の特徴について

日本経済は、30 年以上にわたって低成長が続き、物価が上がらないデフレ傾向が続いていましたが、一昨年度からは、食品の値上げが続き、原油をはじめ資源や製品の価格、さらに物流コストも上昇するなど、あらゆる物価が高騰し続け、国民生活と事業経営を直撃しています。

この原因は、ロシアのウクライナ侵攻、つづいてイスラエル・ガザ戦争などによる、資源や食料の供給不足という面が強調されています。しかし、根本的にはアベノミクスの「第一の矢」として行われた「異次元の金融緩和」です。金融緩和による円安の影響からの大幅な物価高によるものです。

日本銀行が国債買い入れにより、市場に資金を大量に供給することで金利を引き下げました。民間金融機関が日銀に預けている当座預金の一部からお金を徴収する「マイナス金利」政策まで導入しました。この超低金利政策によって、預貯金の利子はほとんどゼロになりました。通常の金利水準であれば、庶民が得るはずだった利子金額の合計はばく大になっていたはずですが。

アメリカのドルなどの金利が日本の金利よりも高ければ、日本の円は売られ、ドルなどは買われるので、円安は進行します。

最近では、欧米諸国が軒並みインフレ対策として金利を上げています。

アメリカの政策金利は上限 5・5% になっており、円の上限 0・1% との金利差がますます開いたことによって異常な円安が進んでいます。

日銀が、お金を預ける側が利子を払うという「マイナス金利」などの異常なやり方をやめただけで、国債を大量に買い続ける「異次元の金融緩和」をやめたわけではないからなのです。

このように国民を物価高で苦しめている円安は止まっていません。このことが、医療や介護福祉事業にも大きく影響しています。経営的に体力のない事業所は、次々に閉鎖、倒産に追い込まれています。

国民生活にとって、こうした大きな打撃となる経済状況になっているにもかかわらず、岸田首相は、これまで以上にアメリカと大企業本位の優遇政策をすすめ、「戦争できる国づくり」に突き進んでいます。

具体的には、日本の防衛費(軍事費)を「5 年以内に GDP 比 2% 以上にする」という目標を掲げて、その実現のための新たな国民負担となる増税をすすめています。

この軍事費を生み出すために、「全世代型社会保障改革」と名を打って、子育ての予算を他の社会保障費削減によって賄い、社会保障制度の制度改悪とともに社会保険料と自己負担増、給付基準の引き下げによって削減しつづけているのです。

2023 年度、2024 年度に閣議決定した政府予算も、戦後の安全保障政策の大転換を掲げ、「専守防衛」を完全にながし捨てた「安保 3 文書」により、「集団的自衛権」「敵基地攻撃能力」のため、5 年間で 43 兆円という大軍拡予算としています。このことは、日本をアメリカの中国に対する軍事戦略の最前線基地として、日本に大きな危険を作り出すものとなっており、重大な問題となっています。

一方で、国民は、コロナ危機の後遺症と、物価の高騰下で、くらしと営業が激しく脅かされ、回復するどころか衰退に向かっているというのが実態です。今年の 4 月の消費者物価は前年同月比 2.5% 増となり、消費税増税時を除けば 30 年ぶりの上昇となっています。

とりわけ、食料品や水光熱費などの生活必需品が多くを占める「基礎的支出項目」の価格上昇は 4.8% に達しています。

つまり、生活必需品の支出割合が高い低所得者ほど、家計負担の増加率が高くなっているのです。

企業物価指数は、前年同月比 10.0% と過去 41 年間で最高の上昇となり、コスト増で経営を圧迫しています。これが価格に転嫁されれば、ますます消費者物価が上昇することになります。

家計や中小企業が苦しむ一方で、上場企業の今年の3月期決算は、連結決算の当期純利益が42兆円と、前期の30兆円から38%も増えて、史上最高となっています。

国民には物価高をもたらした円安も、海外で活動する非課税・大企業には巨額の利益をもたらしているのです。

20年以上も続いてきた新自由主義の政治、とりわけ自公政権が9年間も続けてきた「アベノミクス」のもとで、国民の賃金は上がらず、社会保障は削られ、大企業と富裕層ばかりが大儲けして、格差が拡大しつづけています。

2度にわたる消費税増税と繰り返された大企業減税、温存された富裕層への大減税が、これに拍車をかけています。この6月から実施される「定額減税」を前に、「消費税減税こそ急げ」という声は日に日に高まっています。

こうした大企業への優遇税制を温存しつつ、自民党5派閥が大企業からの政治資金パーティーをめぐる政治資金収支報告書への過少・不記載をしていたこと、各派閥が所属議員に販売ノルマを超過して集めた分の収入を『裏金』として国会議員にキックバックする運用を、歴史的に組織的に続けてきたことが、赤旗しんぶんにスクープされ発覚しました。

いま、政府、自民党は国民の怒りが頂点に達しているにもかかわらず、違法な裏金づくりの真相解明は最後まで拒みつづけ、抜け穴だらけの政治資金規制制度改悪案を「数の力」で押し通しました。

このことは、国民を無視した、民主政治を破壊するといえるものです。

6月19日の参院本会議では、自民党は公明、維新両党との「修正合意」で衆院を通過させた政治資金規正法改正案(自民案)を公明と強行成立させました。政治改革の核心である企業・団体献金禁止に一切手をつけずに温存します。

裏金の原資となった政治資金パーティー券購入は、「抜け道」を使った企業・団体献金に他なりません。衆院では6月20日の本会議で、自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を受けた立憲民主党提出の岸田内閣不信任決議案を自民、公明両党による反対多数で否決しました。

野党は裏金事件を批判し、一致して賛成した。岸田首相は衆院を解散せず、通常国会は21日、会期末の23日を前に事実上閉幕することになりました。

こんな政治をいつまでも続けさせておいて良いのでしょうか。

国民生活のくらしと平和と社会保障を守っていく上で、次の選挙によって自民党といっしょに悪政を推進する勢力に審判を下し、真に国民本位の政治に転換していくことが必要です。

民医連として特定の政党の支持を決めることはできませんが、それは決して選挙で傍観者になることではありません。選挙を重視すること、政治を変えることは、民医連運動のとても大事な活動です。

職員と友の会の自覚的な行動は、よりよい政治・社会、よりよい医療・介護・福祉を求める国民にとって、大きな希望になります。

誰もが安心して医療や介護が受けられ、それを担う医療・介護福祉労働者の処遇改善と地位の向上をはかり、事業経営が守られ発展していく社会を真に実現するためには、いまの政治を根本から変えて、社会保障費抑制政策の転換を求めていくことが重要です。

1.2024年度の重点課題のとりくみ

理事会は、直面する情勢の特徴をふまえ、当法人の役割や重点方針を掲げ、事業活動をすすめていきます。2024年度の活動方針は、ひきつづき次の4つの柱の重点課題とします。

- (1) 戦争できる国づくり、憲法改悪・9条25条解体路線や市場営利化に反対し、憲法をくらしに生かし、平和と人権を守るため、社会保障の改善と充実を求め行動します。介護保険制度と介護報酬等の改悪を阻止し、改善と充実を求める介護ウェーブの運動を前進させるために行動します。
- (2) 地域の介護福祉要求に応え、アウトリーチの視点で活動を広げ、業務改善とサービスの質向上を

はかり、職場づくりと後継者対策、多職種協働のとりくみを前進させること。

人材確保と育成、民医連運動の次代の担い手づくりを、法人全体ですすめ、各職種の育成指針作りと学習教育活動を推進していこう。

- (3) 感染・防災、事故対応などのリスク管理と法令遵守にしっかり対応できる事業所の整備と対策、指定基準や報酬などの理解と算定要件などの点検と整備をすすめます。また BCP を踏まえ、研修や訓練、計画の見直しなどについても検討をすすめます。
- (4) 中長期計画づくりと次代の担い手づくりの検討を開始します。

私たちは、直面している人材不足と厳しい経営という二つの困難の克服をめざし、こうした重点課題にとりくみます。

**(1)戦争できる国づくり、憲法改悪・9条25条解体路線や市場営利化に反対し、憲法をくらしに生かし、平和と人権を守るため、社会保障の改善と充実を求め行動します。
介護保険制度と介護報酬等の改悪を阻止し、改善と充実を求める介護ウェブの運動を前進させるために行動します。**

政府は、軍拡と大企業優先の財政のために、国民のくらしと社会保障と教育予算の削減と破壊を続けています。

「全世代型の社会保障改革」路線を押し進めて、こども、子育て支援予算は増加させていますが、その財源は、国債とともに、生活保護、年金、高齢者医療、国民健康保険、農業や中小企業予算の削減によるものであり、国民負担増と社会保障の給付削減の制度改悪の政策の推進にひた走っています。

岸田内閣は、軍拡のための財源や原発の推進、入管法の改悪、マイナンバー改定法など、次々に一連の悪法を強行しましたが、どの問題でも、こうした悪法に反対する国民的運動が広がり、国会解散総選挙で国民の信を問えという声も大きくなっています。

また、この悪法成立に手を貸し、さらなる悪法に仕立てあげた維新の会や国民民主党にも批判が集まっています。こうした悪法推進の連合と、改憲勢力への厳しい審判を下し、国民の暮らしと平和、社会保障を守り、悪法を実施させない政党と国民との共闘、国民的運動の発展と連携が重要になっています。

2024 年度は、一昨年の全役職者会議に確認した、憲法・平和・社会保障の運動を推進するチームを継続し、法人全体の運動をけん引していく仕組みづくりと行動を開始しています。民医連運動の次代を担う職員の育成を意識して取り組んでいます。すでに、全役職者会議で各チームから全日本民医連の総会方針学習月間に呼応して、総会方針を各チームで憲法、平和、社会保障を守り発展させていく立場から読み解いて発表し合いました。

さらに、創意工夫し、楽しく元気に活動を展開できることをめざして、チームごとに目標を定めてとりくんでいます。

2024 年 4 月改定の介護報酬は、改定の施行日は、医療(診療報酬改定)に関連するサービスは「2024 年 6 月」、それ以外のサービスは「2024 年 4 月」に実行されました。

介護報酬全体の改定率は「1.59%」の引き上げ、内訳としては、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率が + 0.61%となりました。改定率の外枠としての引き上げも決まっており、処遇改善加算の一本化や光熱水費の基準費用額増額による介護施設の増収を理由に、+ 0.45%が見込まれます。合計で「+ 2.04%」相当の引き上げといわれています。

しかし、コロナ感染症や物価高騰等による事業所の困難を打開するにはとても程遠いものとなっています。とくに、訪問介護に至っては、基本報酬が身体介護、生活援助、通院乗降介助のすべてにわたって ▲2%強の引き下げがはかられました。

この訪問介護の報酬の引き下げに対し、民医連をはじめ全国の訪問介護関係団体がいち早く抗議し、緊急の財政措置などをもって大幅引き上げを求める運動が始まっています。国会要請行動もすすめ

られており、介護に笑顔を!北海道連絡会も、アンケート調査などの行動をおこなっていく予定です。法人としても、こうした行動に合流して運動をすすめていく予定です。

また、介護保険制度や介護報酬などについては、次期の改定にむけて、審議が開始されようとしています。2024年改定で、見直しを阻止した利用者負担の引き上げ(負担割合を原則1割から2割へ)やケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、利用者・事業者双方にさらなる困難を押しつける改悪の内容が再検討されようとしています。

ひきつづき、介護に笑顔を!北海道連絡会に結集して、制度改善と介護報酬の引き上げ、職員の処遇改善のため、介護ウェブの運動をすすめます。

地域の介護保険の学習会や相談会を開催すると、家族の介護の心配から介護保険の活用や手続き、介護サービスの利用だけにとどまりません。核家族化の下、独居、老々世帯の増加や、公的な高齢者や障がい者のくらしに寄り添った社会福祉の相談窓口が少ないことが、背景や現状としてありますが、学習会や相談会では、さまざまな悩みや要求が出されます。

とくに高齢者の貧困化、年金の受給と貯蓄では賄いきれないくらしの実態、医療や介護の重い保険料と自己負担の増加への対応、老後のくらし方や、住み替えや、施設などの終の棲家の選択、財産分与や相続の問題、家屋や設備の修繕や、火災や地震災害時の心配などです。また、オレオレ詐欺のような特殊詐欺事件も多発しており、老後の契約や住み替えなどにともなう金銭管理や、身元引受人、連帯保証人、成年後見人制度の活用、生活保護制度や世帯分離、認知症の理解と介護、葬儀やお墓の悩みなど、さまざまな心配事や困難な状況が噴出してきます。

一方で、こうした悩みを解決していくことを生業とする民間の「高齢者等終身サポート事業者」が急速に増加しています。認知症になった高齢者を狙った悪徳業者の存在もあります。

政府も、業務の内容が民法や社会保障の関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、事業者へのガイドラインを発表しました。対象事業者としては、本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者としています。いずれにせよ、ガイドラインは、関係法律や規程を遵守して事業運営することを示していますが、認定制度などの検討はこれからとなっており、事実上、民間にまかなげ状態にあるということが現状です。

すでに、介護現場では、利用者や家族が介護保険制度だけでは解決できない様々な課題をかかえおり、他の専門家や関係業者を紹介し、連携して相談し解決にあたるが多々発生しています。

ひきつづき、私たちも学習を重ね対応力を高めつつ、適正にガイドラインや法律や諸規定に対応している良心的なサービス業者や、専門家や諸団体とも連携し、相談に対応していくことが切実に求められます。

札幌市敬老パス制度の見直しや、後期高齢者医療制度、生活保護制度や年金制度の改悪に反対し、改善を求める運動が取り組まれています。

超高齢社会を迎え、安心して老後をくらす社会づくりに逆行する政治がおこなわれています。国や自治体に対して、積極的な提言や提案して運動をすすめている団体や厚別健康友の会とともに協力共同して取り組んでいきます。

高齢化の波は、こうした社会保障を推進する諸団体の活動にも影響を与えてきており、次代の担い手、後継者養成が重要な課題です。社保協などの活動や交流の場に積極的に参加できるようにとりくんでいきます。

(2) 地域の介護福祉要求に応え、アウトリーチの視点で活動を広げ、サービスの質向上と業改善をはかり、連携と多職種協働のとりくみを前進させよう。

人材確保と育成、民医連運動の次代の担い手づくりを法人全体ですすめ、各職種の育成指針作りと学習教育活動を推進していこう。

① 地域活動の再開、地域との協力共同の取り組み

2023 年度より、地域活動や地域の諸団体との共同のとりくみも、徐々に再開しつつあります。

2024 年年度は、地域への積極的なアウトリーチの視点で地域の総合的な相談に応えつつ、法人内外の医療・歯科・介護の連携を強め、地域に積極的に事業内容をアピールし地域活動や協力共同の取り組みを重視していきます。

介護予防センターでは、地域での健康教室や介護予防のすこやか倶楽部や自主的な取り組みが再開されています。今後の地域福祉の推進や社福法人としての地域貢献のあり方、まちづくりの課題について検討をすすめています。

地域密着型サービスでの運営推進会議も再開しています。事業所の運営の報告にとどまらず、地域の困りごとや介護要求にどのようにこたえていくのか、地域との交流や相談できる機会をどうつくっていくのかを検討していくことが求められています。

特養かりぷでは、札幌市の認証認知症 café・かりぷカフェ(えみな食堂)を昨年より定員限定ですが 3 年ぶりに再開し、8 月から回を重ねてきています。ひきつづき計画的に実施していきます。

特養の家族会も、家族交流会として活動を再開しています。家族の方の学習と交流の場、介護予防や認知症の予防や理解を深めていく場として継続しています。

昨年は、社会福祉法人榆の会の児童デイサービスや、お向いの社会福祉法人光華園認定こども園札幌わんぱく館の行事への協力や野菜畑の提供も再開しています。今年度は、信濃小学校の福祉教育と連動する連携も予定されています。ひきつづき、地域の福祉や教育現場や町内会などと協力共同のとりくみを実施していきます。

昨年度は、NPO 法人まるっと S がまちづくりの一環としての夏まつりへの協賛と持ち込み企画を実施しています。厚別区民まつりにも法人として協賛としています。今年の 3 月には、「一般社団法人新さっぽろエリアマネジメント」(新札幌駅周辺の再開発をすすめたダイワハウスのグループ)が主催する「新さっぽろ健康フェス」に、区役所を通じて介護予防センターのブース参加依頼があり、認知症の簡易チェックシステムを導入、介護予防・認知症予防のご当地体操を参加者とともにとりくんでいます。

今年 9 月には、厚別区主催の認知症パネル展がサンピアザ 1 階光の広場で開催される予定です。この企画には、介護予防センターとともに、特養の認知症カフェ、認知症サポーターのキャラクターづくりで DS ののかと DS かりぷの利用者も参加し準備を進めていきます。『認知症』に関する普及啓発活動へ法人として参加を通じ、地域や関連団体との結びつきを得られる機会と位置付けてすすめていきます。

今年は、地域のウォーキング企画にも、ジャンボリー世代の職員が参加して、参加者の見守りや援助活動をすすめています。

支援ハウスえみなの入所者を中心としたえみなサロンやお達者クラブも再開しています。高齢者の交通事故防止や、オレオレ詐欺防止のために、厚別警察署から講師派遣をうけて、お達者クラブとして入居者への学習会などが行われています。

ヘルパー事業所では、介護保険では利用できない保険外のサービスを安価に提供できるように新しい生活支援事業「でんでん」を昨年 8 月から開始しています。

デイサービスもみじの家や上野幌センターでは地域密着型サービスの運営推進会議を再開しています。デイサービスもみじの家では、認知症予防と進行防止に特化した枠をもうけ、札幌学院大学教授からの指導援助もいただき、新年度よりデイサービスの水曜日 1 枠を「もみじの和」と名づけて、利用者の受け入れを開始しています。厚別友の会ニュースにも掲載され、徐々に利用者が増えています。

訪問看護では、利用者の要求や実態をふまえて、訪問看護のリハビリを昨年 7 月から開始し、利用者枠を確保しつつあります。

今年は、厚別友の会としての行事や企画が再開されてきます。法人としても、地域との交流と相談の窓口として役割をもって、参加をしていきます。

2024 年度の事業活動は、地域へのアウトリーチ(支援や援助が届かいところに出向き、支援、援助、動機づけしていくこと)の視点を重視してとりくみます。

法人が運営している介護予防センターから居宅サービス、住宅系サービス、特養施設という総合的に展開している介護福祉事業、公益事業の機能をフルに活用し、地域の要求に応えていくことをめざします。

そのためには、行政や社協、地域包括支援センターをはじめ、町内会やまちづくりセンターなどの地域の諸団体、医療・歯科との連携、介護と介護の連携と協力関係づくりが重要です。

法人内部の事業所間と職種間の連携も引き続き重要です。利用者や家族の困難事例やかかえている問題に、関係する事業所や職種が互いに連絡を取り、協力し合い、連携会議や多職種カンファレンスなどおこない解決にあたることが求められてきています。

カンファレンスは、職種間や事業所間での情報交換と共有の場であり、いろいろな角度から利用者や家族の状況をとらえ、援助や支援を考えることができるようになり、ケアの質の向上につながります。さまざまな困難事例の解決のために、チーム力を高めて、お互いの役割を認識し、担い合うという点でも有効です。

いま、利用している利用者や家族、そして地域においても介護保険制度だけでは解決できない課題が山積されています。介護保険以外の法律や制度にも精通しつつ、専門家や他の事業者との連携や力も借りて、対応していくことを重視します。

② 人材確保と育成、民医連運動の次代の担い手づくり

新型コロナ感染は、慢性的な人手不足で苦しむ介護事業を直撃し、介護現場に過酷な労働環境を作り出してきました。現場の職員体制が厳しくなっているなか、職員確保に向けた努力が重ねられてきましたが、実態としては、紹介会社を通じてしか、人材確保はすまないという厳しい状況があります。

私たちは、この間、経営活動の厳しさもありつつも、職員の紹介制度の活用、実習生の受け入れや事業紹介、無資格者の受け入れと育成と資格取得制度の見直し、処遇改善についても努力してきました。

全国的には、介護養成校の閉鎖や生徒定員数の削減がつづき、介護学生も外国人で占められてきている実態があり、自動的に外国人留学生の受け入れをおこなう法人も増加しています。

人材確保のためには、すでに紹介会社に頼らざるを得ず、紹介料が経営を圧迫しているという状況になっています。

これは、介護人材の養成や担い手に対する国や自治体の政策はなおざりにしたまま、外国人の採用を促進する会社には自治体は委託業務や援助をすすめているだけだからです。この点についても、国や自治体に対し、人材確保にむけた事業者や事業所、担い手への修学支援や補助対応をひきつづき求めていくことが重要です。

職員募集については、人材紹介会社や募集広告会社とも相談しつつ、より有効な求人对策がすすめられるよう対策をすすめます。また、職員の処遇労働条件の整備や、賃金の改善についても、経営活動の前進を図りつつ、計画的にすすめていきます。法人設立から30年が経過し、就業規則や諸規程の整理と整備も課題となっており、2024年度中に改定をすすめていきます。

人材育成の面では、新入職員のオリエンテーションの整備、職種別育成指針の作成が進んできています。これをどう具体化していくのが今後の課題です。

法人共通研修と管理者研修については、ひきつづきケアの質の向上やリスク管理、法令順守、経営管理など、マネジメント力アップのために計画的に進めてきます。

また、社協や介護労働センターなどの外部研修についても各職種の委員会や事業所で受講を検討し、間接講義などをすすめます。

2024年度からは、オンデマンド方式により管理者集団から介護技術を中心にした研修システムをとりいれ、計画的にすすめ、事業所に還元していく取り組みを開始しています。また、介護職では、事業所間の交換研修も実施しています。

ケアマネジャー受験や介護福祉士受験への支援については、受験状況を踏まえて対策を進めます。かりが学会については、ひきつづき実行委員会の検討を踏まえ、開催していきます。

(3) 感染・防災、事故対応などのリスク管理と法令遵守にしっかり対応できる事業所の整備と対策、指定基準や報酬・加算などの理解と算定などの整備をすすめます。

新型コロナ感染防止・感染症に強い施設・事業所づくりをひきつづきすすめます。昨年、感染症法上、新型コロナウイルス感染症が季節性のインフルエンザと同様の第5類に変更されましたが、介護事業所における感染への対応は当面変えずに経過しています。利用者、家族、職員についても感染は続いており、市内の感染数も高止まりです。医療費の負担なども問題となっています。この自己負担増が、総じて受診抑制や利用控えにつながり、ひきつづき重症化や死亡率を高めていくことが懸念されています。

防災と感染に対するBCP(事業継続計画)、感染委員会の感染対策指針もつくられています。それぞれの委員会の定期に基づいて、活動をすすめていきます。

高齢者虐待の防止指針と対策委員会も昨年度から開始し、ハラスメント防止対策もすすめられています。高齢者虐待の防止やハラスメント対策についても、委員会や事業所からの報告にもとづいて集团的に検討して対応をすすめてきています。

リスク管理上の課題の整備と対策が求められています。2024年度は、事業所に焦点を当てた整備と対策にしていくことが必要です。

介護事故については、一定発生し、札幌市への報告や損賠賠償や保険の適用などについては、ひきつづき集团的な検討をすすめていきます。

苦情対応については、全事業所から集約し、センター長が参加する苦情処理・第三者委員会にかけ、現場での対策内容を確認しています。

法人の法令順守に対応した内部点検は、ひきつづき実施していきます。札幌市の運営指導が開始されており、いつ来ても対応できるように日常的な管理と整備をすすめていくことを基本としています。

ひきつづき、事業所管理者による指定基準チェックシートや加算要件チェックシートにもとづく事前点検と、スタッフを含めた指定基準や介護記録などの理解をすすめるようにします。

管理運営会議での管理者研修では、管理者自らが人員基準の解釈などを学習し、勤務形態一覧表の作成がはじまっています。2024年度は、経営対策の上で、経営の財務諸表の見方などの学習をすすめていきます。

2. 2024年度事業計画と経営活動、中長期経営計画づくりについて

2024年年度は、地域への積極的なアウトリーチの視点で地域の総合的な相談に応えつつ、法人内外の医療・歯科・介護の連携を強め、地域に事業内容をアピールしていきます。

利用者数の新たな確保とケアの質向上と業務改善、そして経営構造の黒字化と安定化をはかること、賃金・労働条件改善の展望を拓き、地域に貢献し、中期経営計画につなげていきます。

2023年度決算は、事業活動収支差額で53万円の黒字決算となりました。年度決算で、黒字となったのは2014年度以来の9期ぶりのことです。この間の消費税増税の影響を大きく受けつつ、根本的には介護報酬の大改悪以降、赤字で推移し、2021年度には新型コロナウイルス感染症のクラスターによる経営危機に直面し、黒字構造を作れずに来ていました。

2023年度に黒字決算とできたことは、昨年度から約1,500万円の大幅な収益増の回復が図られた点であり、コロナ難から脱して、施設・事業所の機能をフルに利用してもらおうという全職員の大奮闘の1年だったと評価しています。しかし、一方で、予算との比較では2,080万円下回るという厳しい結果であり、特にサービス活動増減差額ではマイナスであったことなど、経営改善の途上であることも認識しなければなりません。

2023年5月に新型コロナウイルス感染症は感染症法上第5類へと移行されましたが、介護現場での日常の感染対策や感染発生時の対応は引き続きおこなわれているにもかかわらず、感染対策補助金の枠組みは縮小されています。また、円安などの影響からの大幅な物価高は継続しており、経営環境をさらに悪化させています。この物価高による費用増は1000万円以上にもなり、この費用増がなければ、決算結果はさらに改善できていたと考えています。

経営を取り巻く環境は今後も厳しい状況が続きます。費用対策として購入物品の価格交渉や見直し、効率的な購入方法の迫りなどできうる対応を進めていくことも重要です。併せて施設や設備の老朽化への対応についても計画的にすすめます。

特養施設が開設より 30 年を経過し、法人の中長期計画を策定していくこととなりますが、そのために改修や建設に関わる資金の確保が必須課題となります。

防火防災対策設備や更新、修繕、借入金返済が確実にすすめられるように資金対策をすすめる必要があります。そのためには、事業活動での必要利益の確保は必須の課題となります。

入居者・利用者の命と安心した生活を守り、職員の生活と職場を守り、今後の法人の運営の展望に見通しを持てる 1 年にしていかなければなりません。

2024 年度予算の必要利益は、減価償却費 4,042 万円(経費ですがお金の支払はありません)、国庫補助分として▲1,562 万円(経費からの減額ですが収入はありません)、設備投資+修繕▲2,000 万円(施設設備の改修・修繕のために出ていくお金)、借入金返済▲2,375 万円(借金の返済のためのお金)となっており、合計で▲1,895 万円となるため、約 1,900 万円(収益比 2.4%)の利益は最低必要であり、その他資金確保 1,100 万円を含め、3,000 万円として、予算討議をすすめました。

その結果として、第 3 次の予算編成の検討を進めましたが、2,700 万円利益予算の集計にとどまりました。300 万円の不足となっています。

予算収益の超過達成のためには、とくに利用者数の増加による収益確保がカギを握っており、地域要求に応えた介護福祉活動を展開し、積極的なアウトリーチの視点で広く事業活動をアピールをして、利用者確保につなげていくことが必要となっています。職員の英知を集め、収益予算の総達成と超過をめざした事業展開が必要です。

民医連綱領に結集し、全職員参加の経営を進め、全職員が一丸となって予算をやりきること、予算と比較しての利用者数、収益の到達状況を日々確認しながらの経営管理など、できることを積極的に進めていく 1 年にしていくことが最大の課題です。

今後、さらに進む地域の少子高齢化、人口減の中で、地域の方々の困難にも寄り添って、介護だけではおさまらない様々な悩み事など相談にも応えつつ、地域福祉に貢献していくことが求められています。

人材確保と育成とともに、全職員参加と、たたかいと対応の経営活動を推進していくことが重要課題です。コロナ支援融資の返済もつづきます。中長期の経営対策と計画も定めて、盤石な経営基盤づくりをすすめていきます。

2024 年度の予算編成については、2 月に管理者集団で「予算の作り方、考え方」の学習も行い、3 次にわたって検討を進めました。2024 年度の事業計画としては、予算で検討してきた月次の利用者数等为目标として進めていきます。また、管理者研修の中で、経営資料の見方、考え方を学習していきます。

日当円の算定に当たっては、介護報酬改定の内容を反映した内容で編成しています。

今回の報酬改定は、4 月より介護系サービスが改定され、6 月からは医療系サービスと看護処遇改善手当の実施と、変則的なスケジュールとなります。改定に当たっては、関係する重要事項説明書などの改定や加算の届け出をすすめてきています。

また、すでに 2 月の処遇改善の補助金申請の対応や、6 月の処遇改善関係加算の一般化に対応していきます。6 月には、診療報酬改定による看護職員等の処遇改善が進められる予定になっており、いずれも収益が現金化されるまでのタイムラグがあるため、資金の流れについても対処してきています。

8 月より、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和 6 年厚生労働省告示第 86 号)に基づき、特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付)である居住費の負担限度額・基準費用額が引き上がります。これについても、自己負担金の増加になり、施設としては重要事項説明書の変更の説明等と対応をすすめます。

また、介護施設・事業所の収益や費用などを会計年度ごとに自治体へ報告することを原則とすることを義務付ける流れとなっています。経営実態の”見える化”を図り、今後の施策の精度を高めていくとしています。社会福祉法人ではすでに会計処理上もシステム対応していますので、問題はありませんが、実務手続きが増えています。

また、感染と災害の BCP、虐待防止や身体抑制の適正化、ハラスメント対策など、それぞれマネジメ

ントが求められる業務が増加しています。適正に対応をすすめています。報酬対応はなく、対応できていない場合は運営基準違反となり、減算の対象にもなります。本部と事業所の委員会体制の整備や指針や諸規程や書式の整備もすすめてきています。2024 年度からは委員会の開催、研修や訓練の実施などがもめられてきます。

法人全体での収益増とともに費用削減等の取り組みを進めることも重要です。すべての事業所が定員数や職員配置数にあった必要な利用者確保を進めることができれば、現在の事業の大規模な転換等はなくとも十分に収支の黒字化、必要利益の達成は可能となります。

業務改善とサービスの質の向上と営業と宣伝を広げ、利用者数の目標の超過達成をすすめ、法人全体での必要利益を確保するための意思統一をすすめています。

2024 年度の必要利益は、第 3 次の予算編成の検討を進めましたが、2,700 万円利益予算の集計にとどまっています。毎年、確実に必要利益を獲得していくためには、法人の事業や機能をフルに活用して、利用者数増による収益確保がカギを握っています。

地域要求に応えた介護福祉活動を展開し、積極的なアウトリーチの視点で広く事業活動をアピールをして、利用者確保につなげていくことが必要です。職員の英知を集め、収益予算の総達成と超過をめざして事業展開をすすめます。

いま、介護分野にも「イノベーション」の波が押し寄せています。2024 年度の制度改定も踏まえ、今後の事業展開や事業転換のあり方と、新たなシステムづくりも求められています。

介護分野における市場の激化や急速な技術の進化、少子高齢化のますますの進行と人手不足など大きな環境変化への対応していくことは、困難なこともあります。職員の英知を結集して向かい合っていくことが必要です。

また、資金面では、コロナ禍での経営困難時に医療福祉機構の支援融資を受け長期借入金の返還が始まっています。償還計画もふまえて中長期の経営計画とその確実な達成が求められています。設備投資の面では、優先順位を付け、設備の維持管理上最低限の設備投資とします。

中長期の計画づくりでは、これまでの事業と活動の再構築と、施設のリニューアルも視野に、災害や感染があっても盤石な事業経営の基盤づくりと合わせて、借入金の返済と資金確保の両方をみて、資金が確保できる経営構造づくりをすすめます。

以上